令和８年（フ）第２２５号
茨城県土浦市真鍋四丁目５番９号　メゾンクレールＡ棟103
債務者　栗山　明美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１５５３号
神奈川県大和市下鶴間２丁目５番34号　Ｌ’Ａｒｌｅｓ　Ｃ201
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５８３号
神奈川県藤沢市西富440番地の１　グランドハイム丸山103号室
債務者　佐々木沙織
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７６５号
横浜市青葉区あざみ野３丁目18番地18
債務者　平野リアこと　ヒラノ　リア　ギマオ（ＨＩＲＡＮＯ　ＲＩＡ　ＧＩＭＡＯ）
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８４６号
横浜市港南区港南中央通８番１―402号
債務者　須藤　夕貴
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２９号
神奈川県藤沢市天神町２丁目19番地の10　藤沢天神荘20号室
債務者　遠山　昇
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８３号
静岡県沼津市大諏訪339番地の１
債務者　菊地　隆（旧姓山口）
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２１６号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住17―103
債務者　堤　絵菜
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３０号
香川県さぬき市前山164番地１
債務者　蓮井　正志
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５３号
福岡県大牟田市大正町２丁目４番地８　砥上アパート201号
債務者　稲葉　美香
1　決定年月日時　令和８年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第１２４５号
東京都武蔵村山市学園４丁目14番地の12
債務者　浅岡　伸一
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７２号
東京都青梅市長淵４丁目1364番地
債務者　武井　智
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６２号
岐阜県美濃市生櫛1415番地２　グリーンリビエール　101号室、前住所岐阜県郡上市大和町島1051番地
債務者　山田　宏
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２６５号
岐阜市日野南２丁目４番23号、前住所岐阜県大垣市外渕４丁目52番地　ティンカーベル103号
債務者　松野　翔太
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第９３号
宮崎県都城市広原町７号８番地１　コーポ広原205号
債務者　清水　京子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１０８号
青森県八戸市大字売市字観音下56番地１　メゾンキャッスルＡ105
債務者　佐藤　優子（旧姓中村）
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係